

1 主な規制内容の相違【平成32年4月1日全面施行】

		神奈川県公共的施設における 受動喫煙防止条例 ※対象は、原則屋内	健康増進法改正 (7/18可決・成立) ※一部、屋外も規制対象	東京都受動喫煙防止条例 (6/27可決・成立) ※一部、屋外も規制対象
学校、病院、児童福祉施設等		〈第1種施設〉 ・ <b>屋内禁煙</b> (屋内喫煙室設置可)	〈第1種施設〉 〈学校、病院児童福祉施設その他政令で定めるもの〉 ・ <b>敷地内禁煙</b> (特定屋外喫煙場所設置可)	〈第1種施設〉 〈健康影響を受けやすい子どもなど20歳未満の人を守る〉 ・ <b>敷地内禁煙</b> (特定屋外喫煙場所設置可) ※保育所、幼稚園、小・中学校、高校等は <b>特定屋外喫煙場所設置不可(努力義務)</b>
行政機関		同上	・ <b>敷地内禁煙</b> (特定屋外喫煙場所設置可)	
上記以外の施設		〈第1種施設〉 ・ <b>屋内禁煙</b> (屋内喫煙室設置可) 〈第2種施設〉 ・ <b>禁煙又は分煙</b> (屋内喫煙室設置可)  ※ただし、 <b>特例第2種施設は努力義務</b>	〈第2種施設〉 ・ <b>原則屋内禁煙</b> (喫煙室設置可)  ※ただし、 <b>小規模飲食店</b> について経過措置あり(下記参照)	〈第2種施設〉 ・ <b>原則屋内禁煙</b> (喫煙室設置可)  ※ただし、 <b>従業員を雇用しない飲食店</b> について経過措置あり(下記参照)
飲食店	大規模飲食店	〈第2種施設〉 〈調理場を除く面積100㎡超〉 ・ <b>禁煙又は分煙</b> (喫煙室設置可)	〈第2種施設〉 〈客室面積100㎡超〉 ・ <b>禁煙</b> (喫煙室設置可)	〈第2種施設〉 〈従業員がいる場合〉 ・ <b>禁煙</b> (喫煙室設置可)
	小規模飲食店	〈特例第2種施設〉 〈調理場を除き100㎡以下〉 ・ <b>禁煙又は分煙(努力義務)</b>  ※喫煙可能店の表示なし ※証明書保存義務なし ※営業公告等の明示義務なし	〈既存特定飲食提供施設〉 〈既存店で個人又は中小企業かつ客室面積100㎡以下〉 ・店の判断で <b>喫煙可</b>  ※別に法律で定める日までの <b>特例</b> ※新規店舗は特例なし  ※中小企業…資本金又は出資の総額5000万円以下(子会社を除く)	〈都指定特定飲食提供施設〉 〈従業員がいない場合〉 ・店の判断で <b>喫煙可</b>  ※ <b>当分の間の特例</b>
小規模宿泊施設 (事業用面積700㎡以下)	一部の風営法施設等(ぱちんこ店等)	〈特例第2種施設〉 ・ <b>禁煙又は分煙(努力義務)</b>	〈第2種施設〉 ・ <b>原則屋内禁煙(喫煙室設置可)</b>  ※喫煙可能室の表示義務 ※証明書類の備え、保存義務 ※営業の広告等に、喫煙可能室設置の旨明示義務	
加熱式のたばこ		〈加熱式たばこ〉 ・紙巻きたばこと同様の措置 ※他のたばこと同様、喫煙禁止区域では <b>禁煙</b>	〈指定たばこ〉 ・紙巻きたばことは規制を異にする ※指定たばこのみの指定たばこ専用喫煙室での飲食等をしながら <b>喫煙可</b> ※ <b>当分の間の経過措置</b>	〈指定たばこ〉 ・国と同様 ※ <b>当分の間罰則等適用除外</b>
二十歳未満の者		・喫煙区域への立入禁止。 <b>(従業員は除く)</b>	・喫煙区域への立入禁止 <b>(従業員も含む)</b>	
罰則		(施設管理者) 5万円以下の過料 (喫煙した個人) 2万円以下の過料	(施設管理者) 50万円以下、30万円以下、あるいは20万円以下の過料 (喫煙した個人) 30万円以下の過料	(施設管理者) 5万円以下、3万以下あるいは2万以下の過料 (喫煙した個人) 3万円以下の過料
施行主体		県	・都道府県知事(政令市、保健所設置市、特別区以外の区域) ・政令市、保健所設置市は市長、特別区は区長	
施行時期等			①2018年中頃 ②2019年夏頃(9月ワールドカップ開催前) ③2020年4月(オリンピック開催年) 飲食店を含めた全面施行	・2018年6月議会で成立 ・2020年改正法の施行日に準じ、全面施行(事前に一部施行)
適用除外		①居室 ②旅館・ホテルの客室等 ③事務室 ④一般自動車	①人の居住の用に供する場所 ②旅館、ホテルの客室 ③その他①・②に準ずる場所として政令で定めるもの ④特定施設等の場所で、①・②に該当する場所 ④特定施設等の場所で、現に運行している一般自動車の内部	
他の法令との関係			・法令等によりこの条例の規定による措置と同等以上の措置を講ずる事項については、条例の規定は適用しない。	